

所得税・個人住民税の「定額減税に関する説明会」のお知らせ

◆ 給与支払者の方向け ◆

「令和6年度税制改正の大綱」（令和5年12月22日閣議決定）に基づき、令和6年度税制改正のための税制改正法案が成立した場合は、給与支払者の方が令和6年6月1日以降に給与等を支払う際の源泉徴収・特別徴収において、所要の「定額減税」を実施していただく必要があります。

※この案内は、税制改正法案成立前に作成しています。

つきましては、給与支払者の方が行う「定額減税」のしかたについて、次のとおり説明会を開催します（出席には予約（後述）が必要です）。

会場	開催日時 ※30分前から開場（受付開始）	定員	予約締切
長万部町 福祉センター（講堂）	5月14日（火） 10：30～12：00	各100名	前日12時
	5月14日（火） 13：30～15：00		

※上記のほか [八雲税務署（4/11 午前・午後 ほか）]、[森町公民館（4/16 午前・午後）]、[はびあ八雲（4/19 午前・午後）]、[今金町民センター（4/23 午前・午後）]、[せたな町民ふれあいプラザ（4/24 午後）] でも説明会を開催します。詳しくは国税庁ホームページの「給与支払者向け定額減税説明会」を御覧ください。



説明会へ出席する際の予約方法

👉 LINEアプリによるオンライン予約をお願いします。

- STEP1 LINEアプリから「国税庁LINE公式アカウント」を友だち追加
STEP2 [トーク]画面から「申告相談又は説明会出席の申込」を選択
STEP3 「定額減税の説明会に申し込む」を選択
STEP4 予約する説明会を選択し、所定事項を入力



👉 電話による予約もお受けしています。

八雲税務署 電話：0137-63-2148（代表）（平日9：00から17：00）へ連絡願います。
※音声ガイダンスが流れましたら「2番」を選択してください。

👉 「友だち追加」はこちら

【所得税（国税）の定額減税に関する情報】

国税庁ホームページの「定額減税特設サイト」に「定額減税のしかた」や「Q&A」などを掲載しています。



【住民税（地方税）の定額減税に関する情報】

総務省ホームページ掲載の「個人住民税の定額減税（案）に係るQ&A集（第1版）」を参照願います。



入居者募集

（有料広告）

●●●●● 御相談に応じます ●●●●●

㊦ 堀川アパート

☎ 01377-2-2377 携帯 090-4872-6235
ストーブ・ベッド・その他完備、駐車場完備、敷金なし
月額 28,000円から45,000円まで